

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に伴う 皮膚科電話問診の上、処方箋発行のお知らせ

北海道全域でのまん延防止等重点措置の期間が再度、令和4年3月21日（月）まで、2週間延長されました。また、町立中標津病院においても医療切迫の状態です。中標津町内ならびに近隣地域における新型コロナ感染まん延防止の観点から、町立中標津病院・皮膚科外来においての電話での処方箋発行の対応も延長致します。

記

1、定期通院投薬治療中の患者様、外用切れの患者様へ

現在、継続加療中の患者様、外用切れの患者様に関しまして、処方だけをご希望の方は、火曜日と水曜日に電話対応を致します。具体的には、3月8, 9日（火、水）、3月15, 16日（火、水）、の13:00~14:00、下記まで電話連絡いただき、電話問診の上、問題ない場合は、処方箋を発行し、当日の14:00~16:00に直接総合受付で処方箋をお渡しいたします（皮膚科受付に来ていただく必要はございません）。受診間隔が開いている場合など、対応できないこともございますのでご了承ください。なお、電話問診日当日のみの処方ですので、処方日以前の予約はできませんのでご了承ください。

電話番号：0153-72-8200（代表）、電話受付時間：平日13:00~14:00

上記の対応期間は 令和4年3月8日から当面3月16日までとさせていただきます。新型コロナウイルス感染拡大状況、日本国政府ならびに北海道知事からの追加指針次第では期間をさらに延長させていただく可能性がございますが、その場合は改めてお知らせいたします。

令和4年3月4日 皮膚科 小池且弥